

2014 年度カリキュラム アジア太平洋研究科博士前期課程(GSAM)論文審査の手続き
(2022 年 11 月改訂)

目次

1. 修士学位論文委員会.....	1
2. 修士学位論文委員会の構成.....	1
3. 修士論文・研究レポート.....	1
4. 修士論文・研究レポートの言語.....	1
5. 合同発表会.....	1
6. 研究計画書の承認.....	1
7. 修士論文・研究レポート提出.....	1
8. 修士論文・研究レポートの形式.....	1
9. 修士論文・研究レポート審査員.....	2
10. 修士論文/研究レポートの審査基準.....	2
10-1. 修士論文.....	2
10-2. 研究レポート.....	2
10-3. 最終成果物の種別変更.....	3
11. 審査手順.....	3
11-1. 審査.....	3
11-2. 審査結果の決定.....	3
11-3. 審査結果の通知.....	3
12. 再審査手順.....	3
12-1. 修士論文・研究レポートの修正.....	3
12-2. 再審査.....	4
12-3. 再審査結果の決定.....	4
12-4. 再審査結果の通知.....	4
13. ファイナル・リサーチ・プロジェクトの成績評価.....	4
14. 不服申し立て.....	4
15. 審査日程.....	5
表 1 リサーチ・プロポーザル審査日程.....	5
表 2 修士論文・研究レポート審査日程.....	5
16. 修士論文・研究レポートの保存と出版.....	5

1. 修士学位論文委員会

本研究科内に、修士学位論文委員会を設け、修士論文・研究レポートの審査、評価を行う。

2. 修士学位論文委員会の構成

修士学位論文委員会は、1名の委員長と2名の委員からなり、アジア太平洋学部副学部長（大学院担当）が委員長を務め、研究科長が各専攻から1名ずつ委員を選出し、研究科委員会にて承認を行う。任期は1年とし、再任を妨げない。

3. 修士論文・研究レポート

アジア太平洋研究科博士前期課程における修士学位取得のためには、修士論文・研究レポートを提出しなければならない。学生の所属する専攻(Major)、研究分野内の教員1名が指導教員となる。修士論文・研究レポートは、文献目録、付録を除いた本文が、約15,000語を目安とする。ただし、文字数はディシプリンによって異なる場合があるため、各研究分野で別途定める場合がある。日本語の場合は、英語の修士論文・研究レポートに見合う長さとする。

4. 修士論文・研究レポートの言語

英語を原則とし、英語の要約をつける。しかし、論文の根拠となるデータや研究記録の大半が日本語による場合など、日本語による執筆が学生にとってより有意義である場合には、研究科長による承認を条件とし、日本語での修士論文・研究レポートを認めることがある。そのような場合でも、長文の英語要約の提出は求められる。

5. 合同発表会

クォーター毎に各研究分野内にて合同発表会を実施する。この発表会では、各研究分野の所属教員と他の学生から研究主旨および修士論文・研究レポートの執筆状況に対するフィードバックを得ることを目的として、学生がプレゼンテーションを行うものである。原則として、すべての学生が修士論文・研究レポートを提出する前に研究内容の発表を行うことを義務付ける。

6. 研究計画書の承認

指導教員の承認を受けた上で、研究計画書を第15項の表1に定める期日までにアカデミック・オフィスへ提出し、研究分野内で審査を受けなければならない。

7. 修士論文・研究レポート提出

修士論文・研究レポートのソフト・コピー1部を第15項の表2に定める期日までにアカデミック・オフィスへ提出しなければならない。原則として、すべての学生が修士論文・研究レポートを提出する前に研究内容の発表を行うことを義務付ける。

8. 修士論文・研究レポートの形式

修士論文・研究レポートは、基本的に以下の項目を含む。

1. 表紙、2. 目次（内容の詳細を十分に記述していること）、3. 宣誓（データの偽造、剽窃のないこと）、4. 謝辞（サポートや指導を受けた対象に対して）、5. 要約、6. 本文、7. 結語、8. 参考文献、9. 付録（本文に添えて補強する資料）

9. 修士論文・研究レポート審査員

2名の学内教員が修士論文・研究レポートの審査を行う。審査員のうち1名は指導教員とし、1名は同一の研究分野の教員から研究分野長が指名する。ただし、異なる研究分野から審査員を選任することもできる。研究分野長が指導教員の場合、研究科長またはアジア太平洋学部副学部長（大学院担当）が第二審査員を指名する。審査員の氏名は互いに開示される。

10. 修士論文/研究レポートの審査基準

修士論文・研究レポートの質は、同分野における修士レベルの他の研究者の研究の質と同程度もしくはそれを上回るものでなければならない。研究結果は特に以下の基準に基づき評価される。

10-1. 修士論文

1) 独創性

理論、方法、実証的知見などの面で、学術的、実務的、または社会的に独創的な知見を提供するものであること。

2) 研究課題

研究上の問いがその分野の標準からみて考え抜かれており、既存の理論的枠組みと学術文献に裏付けられたものであること。

3) 文献レビュー

関連分野における既存の学術的成果を幅広く参照・引用しながら考察し、論文の独創性と重要性を立証できるものであること。

4) 方法論

研究結果を客観的に適切な理論や十分に検討された方法論を用いていること。

5) 構成

読者にとって正確かつ論理的に情報を伝達できる構成であること。

6) 分析

研究発見や結論が十分なデータや根拠を用いて導かれていること。

7) 意義

学術、実務ならびに社会に対しての意義を有すること。

8) ライティング

文章に不必要な重複がなく、明快かつ簡潔であり、確かな証拠と具体的な主張を伴う議論が展開されていること。また、学術論文としてふさわしい書式規範に従い、剽窃の疑いのないこと。

10-2. 研究レポート

1) 研究目的

研究の目的が適切であり、関連分野における現行の議論や学術文献の文脈の中で定義されていること。

2) 文献レビュー

研究課題に関連する先行研究のレビューが含まれていること。

3) 構成

読者にとって正確かつ論理的に情報を伝達できる構成であること。

4) 考察

結論の根拠となる確かな理由が示されていること。

5) ライティング

文章に不必要な重複がなく、明快かつ簡潔であり、確かな証拠と具体的な主張を伴う議論が展開されていること。また、学術論文としてふさわしい書式規範に従い、剽窃の疑いのないこと。

10-3. 最終成果物の種別変更

Notification of Intent to Submit a Master's Thesis / Research Report を提出した後であっても、審査に提出する前であれば最終成果物の種別を変更することができる。最終成果物の種別変更を希望する学生は指導教員の承認のもとで変更を申請し、その申請は研究科長によって承認される。しかし、審査に提出された後の最終成果物の種別変更はいかなる場合であっても認められない。

11. 審査手順

11-1. 審査

審査員は提出された修士論文・研究レポートに基づき審査を行う。ただし、論文提出者に対し、追加の審査を筆記、口頭、実技によって要求できる。

審査員は合議を経て下記の評価結果のいずれかを選択し、修士学位論文委員会に提出する。

- 1) 合格（修士論文・研究レポートは合格水準に達しており、修正の必要がない）
- 2) 軽微な修正を求める（修士論文・研究レポートは誤植、体裁あるいは少量の文章について修正が必要であるが、概ね数時間以内で修正が可能であると認められるものである）
- 3) 大幅な修正を求める（修士論文・研究レポートはデータや説明の追加、あるいは修正すべき箇所が全体にわたって確認されるため、修正には概ね数時間から2週間程度を要するものである）
- 4) 不合格（修士論文・研究レポートとして合格するためには修正が必要で、修正には2週間以上の作業を要するものである）

合議による評価結果に加え、各審査員は評価レポートを一部ずつ提出する。

11-2. 審査結果の決定

審査員が判定した審査評価は、修士学位論文委員会で審議、承認され、研究科長もしくはアジア太平洋学部副学部長（大学院担当）に報告し、最終確定される。

修士学位論文委員会は、審査員による評価結果の受理を行い、合議の妥当性を審議する。適切な評価結果が得られない場合は、対応策を審議し、研究科長に報告の上、最終的な評価結果が確定される。

11-3. 審査結果の通知

審査結果、審査員名、審査員の評価レポートは学生に通知される。ただし、審査員は審査員名、あるいは評価の一部を学生に通知されないよう申請できる。

12. 再審査手順

12-1. 修士論文・研究レポートの修正

修士学位論文委員会によって修正が必要とされた場合、指導教員が修正作業を指導するが、研究科長あるいは修士学位論文委員会委員長は、その他の教員に依頼することもある。

12-2. 再審査

判定が「2) 軽微な修正を求める」または「3) 大幅な修正を求める」の場合、再審査は同じ審査員によって行われる。審査員は再提出された修士論文・研究レポートに基づき審査を行う。ただし、論文提出者に対し、追加の審査を筆記、口頭、実技によって要求できる。審査員は再度合議を経て下記の評価結果のいずれかを選択し、修士学位論文委員会に提出する。

- 1) 合格
- 2) 不合格

合議による評価結果に加え、各審査員は評価レポートを一部ずつ提出する。

12-3. 再審査結果の決定

審査員が判定した再審査評価は修士学位論文委員会で審議、承認され、研究科長もしくは副研究科長に報告し、最終確定される。

修士学位論文委員会は、審査員による評価結果の受理を行い、合議の妥当性を審議する。適切な評価結果が得られない場合は、対応策を審議し、研究科長に報告の上、最終的な評価結果が確定される。

12-4. 再審査結果の通知

審査結果、審査員名、審査員の評価レポートは学生に通知される。ただし、審査員は審査員名、あるいは評価の一部を学生に通知されないよう申請できる。

13. ファイナル・リサーチ・プロジェクトの成績評価

指導教員は修士学位論文委員会の最終結果に基づき、ファイナル・リサーチ・プロジェクトの成績評価を行う。

14. 不服申し立て

修士学位論文委員会の判定が“不合格”である学生は、その判定に対し不服申し立てを行うことができる。不服申し立てを行う場合、審査結果の通知ののち1週間以内に修士学位論文委員会宛に申立書を作成の上、アカデミック・オフィスに提出しなければならない。その申立書では、不服申し立てを行う理由が正確かつ明瞭に述べられていなければならない。不服申し立て審査の実施の可否は修士学位論文委員会と研究科長による検討の上、決定される。不服申し立て審査の実施が承認された場合、修士学位論文委員会委員長、研究科長、ならびに提出された修士論文・研究レポートの分野に関連し、かつ、審査委員および研究指導に関わったことのない教員1名の、計3名から不服審査委員会が組織される。修士学位論文委員会委員長または研究科長が不服申し立てを行った学生の指導教員である場合、第三者がこの委員会の一員として任命される。不服審査委員会は不服申し立ての進行手順および、学生に書面または口頭で不服申し立てを裏付ける更なる根拠を要求するかを決定する。不服申し立てのすべての関連資料および書類の内容を検討したのち、不服審査委員会はその申し立てを評価し、以下の審査結果のいずれかに決定する。

- (1) 申し立てを棄却し、学生に通知した結果を変更しない。
- (2) 申し立てを認容し、学生に通知した結果を「合格」に変更する。

ただし、申し立てを審議する過程において、剽窃や不正行為等に関わる新たな証拠が発見された場合などには、その審査結果は不合格とする。

やむを得ない事情がない限り、その Semester の卒業式までに、学生は適切なフィードバックと共に、

審査結果の通知を受け取る。

15. 審査日程

表 1 リサーチ・プロポーザル審査日程

	春semester	秋semester
提出締切日	6月30日	1月10日
審査結果通知日	8月5日	2月10日

※提出時期: 1年修了 -1 semester目
1.5年と2年修了 -2 semester目

注意: 締切日は土日・祝日のオフィスの閉室日の場合、直前の開室日が締切日となる。

表 2 修士論文・研究レポート審査日程

	春semester	秋semester
提出締切日	6月15日	12月5日
審査結果通知日	7月5日	12月25日
再提出締切日	7月25日	1月15日
再審査結果通知日	8月5日	1月30日

注意: 締切日は土日・祝日のオフィスの閉室日の場合、直前の開室日が締切日となる。

16. 修士論文・研究レポートの保存と出版

合格とされた修士論文・研究レポートは、学生による最終版のソフト・コピー提出ののち、大学が恒久的な装丁を行う。装丁された修士論文・研究レポートは大学図書館に保存され、本学図書館利用者に閲覧を認める。大学としては修士論文・研究レポートを出版することはしないが、学生においてその費用を負担し、出版することができる。